

○総務省令第七十三号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十二日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)
 第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

(法人の事業税及び特別法人事業税に係る申告書等の様式)
 第五条 法人の事業税及び特別法人事業税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないうやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで(これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。))及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書	第六号様式、第六号様式(その2)又は第六号様式(その3)(別表四の四から別表十四まで)
〔一・三〕略	〔略〕

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七十二条の二十五第八項から第十二項まで(これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。))及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十一第二項及び第三項の修正申告書	第六号様式、第六号様式(その2)又は第六号様式(その3)(別表五から別表十四まで)
〔二・三〕同上	〔同上〕

〔2・3 略〕
 第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔2・3 同上〕
 第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別紙二挿入〕
 第六号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別紙一挿入〕
 第六号様式(入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

〔様式別紙四挿入〕
 第六号様式記載要領

〔様式別紙三挿入〕
 第六号様式記載要領

〔1～7 略〕

〔新設〕

8. 「法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が第6号様式別表4の4の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄の金額を記載すること。

9～11 〔略〕

8～10 〔同左〕

12 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額②」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額③」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

11 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額②」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額③」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

13 〔略〕

12 〔同左〕

14 道府県民税の「⑩のうち見込納付額⑩」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなさ

13 道府県民税の「⑩のうち見込納付額⑩」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなさ

れた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 事業税の「所得金額総額」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

16 事業税の「付加価値額総額」又は「資本金等の額総額」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額」又は「課税標準となる資本金等の額」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

17 事業税の「令和6年改正法附則第8条第2項の控除額」の欄は、第6号様式別表5の7の「控除額」の欄の金額を記載すること。

18 事業税の「⑩のうち見込納付額」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計」又は「軽減税率不適用法人の金額」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計」又は「軽減税率不適用法人の金額」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

20 特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

21 特別法人事業税の「⑩のうち見込納付額」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

22 事業税の「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書(別表4付表)の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

23 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

24 還付請求の「中間納付額」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

25～30 略]

れた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14 事業税の「所得金額総額」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

15 事業税の「付加価値額総額」又は「資本金等の額総額」の各欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額」又は「課税標準となる資本金等の額」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
[新設]

16 事業税の「⑩のうち見込納付額」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

17 特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計」又は「軽減税率不適用法人の金額」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計」又は「軽減税率不適用法人の金額」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

19 特別法人事業税の「⑩のうち見込納付額」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

20 事業税の「所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))」の欄は、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税の明細書(別表4)の「合計(34)」の欄の金額に、法人税の明細書(別表4付表)の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額(9)」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

21 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

22 還付請求の「中間納付額」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

23～28 同左]

第六号様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十
条の二関係)

様式別紙六挿入

第六号様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十
条の二関係)

様式別紙七挿入

第六号様式(その2) 記載要領

[1~7 略]

8 [法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額1の欄は、法第72条の2第1
項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が第6号様式別表4の4の「加算後の資本金の額及び
資本剰余金の額の合算額⑤」の欄の金額を記載すること。

9~11 [略]

12 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によつて計算した
法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」までの各欄は記載しないこと
とし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載する
こと。

13 [略]

14 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条
の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている
法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなさ
れた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 事業税の「所得金額総額⑫」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人
が第6号様式別表5の「合計⑫」の欄の金額を記載し、「所得金額総額⑫」の欄は、法第72
条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑫」の欄の金額を
記載すること。

16 事業税の「付加価値額総額⑬」又は「資本金等の額総額⑭」の各欄は、法第72条の2第1
項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は
「課税標準となる資本金等の額⑮」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額⑬」
又は「資本金等の額総額⑭」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号
様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は「課税標準となる資本金等の額⑮」
の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

17 事業税の「令和6年改正法附則第8条第2項の控除額⑯」の欄は、第6号様式別表5の7
の「控除額⑯」の欄の金額を記載すること。

18 事業税の「⑯のうち見込納付額⑰」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び
第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並び
に第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の
提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載す
ること。

第六号様式(その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十
条の二関係)

様式別紙五挿入

第六号様式(その2) (入力用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十
条の二関係)

様式別紙七挿入

第六号様式(その2) 記載要領

[1~7 同左]

[新設]

8~10 [同左]

11 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によつて計算した
法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこと
とし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載する
こと。

12 [同左]

13 道府県民税の「⑫のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条
の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている
法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなさ
れた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14 事業税の「所得金額総額⑫」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人
が第6号様式別表5の「合計⑫」の欄の金額を記載し、「所得金額総額⑫」の欄は、法第72
条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計⑫」の欄の金額を
記載すること。

15 事業税の「付加価値額総額⑬」又は「資本金等の額総額⑭」の各欄は、法第72条の2第1
項第1号イに掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は
「課税標準となる資本金等の額⑮」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額⑬」
又は「資本金等の額総額⑭」の各欄は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が第6号
様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額⑩」又は「課税標準となる資本金等の額⑮」
の各欄の金額をそれぞれ記載すること。
[新設]

16 事業税の「⑯のうち見込納付額⑰」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び
第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並び
に第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の
提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載す
ること。

19 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額⑩」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑩」又は「軽減税率不適用法人の金額⑫」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

20 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑩」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑨」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

21 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑩」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑩」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

22 特別法人事業税の「⑩のうち見込納付額⑫」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

23 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑩」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

24 還付請求の「中間納付額⑩」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

25～28 [略]
様式第28 (ヤS㉔) (田県日本産業奨励△4・ヤムト印) (銀三米・銀五米・銀十米S二四
(※)

〔様式「様式十」導入〕
第6号様式(その3)記載要領
[1～7 略]

28 「法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が第6号様式別表4の4の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄の金額を記載すること。

29～31 [略]
32 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑩」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

33 [略]
34 道府県民税の「⑩のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条

17 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額⑩」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計⑫」又は「軽減税率不適用法人の金額⑬」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

18 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑩」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑨」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

19 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額⑩」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額⑩」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

20 特別法人事業税の「⑩のうち見込納付額⑫」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

21 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑩」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

22 還付請求の「中間納付額⑩」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

23～28 [同左]
様式第28 (ヤS㉔) (田県日本産業奨励△4・ヤムト印) (銀三米・銀五米・銀十米S二四
(※)

〔様式「様式十」導入〕
第6号様式(その3)記載要領
[1～7 同左]

[新設]

29～30 [同左]
31 道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑫」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑬」の欄に第6号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

32 [同左]
33 道府県民税の「⑩のうち見込納付額⑫」の欄は、法人税法第75条の2第1項(同法第144条

の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15 事業税の「所得金額総額⑳」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉑」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉑」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉑」の欄の金額を記載すること。

16 事業税の「付加価値額総額㉒」又は「資本金等の額総額㉓」の各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉔」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉕」の各欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉔」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉕」の各欄は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉔」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

17 事業税の「令和6年改正法附則第8条第2項の控除額㉖」の欄は、第6号様式別表5の7の「控除額㉖」の欄の金額を記載すること。

18 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉗」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

19 還付請求の「中間納付額㉘」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

20 事業税の「㉙のうち見込納付額㉚」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

21 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額㉛」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉝」又は「軽減税率不適用法人の金額㉞」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

22 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額㉟」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉠」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉡」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

の8において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14 事業税の「所得金額総額㉑」の欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉑」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㉑」の欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人が第6号様式別表5の「合計㉑」の欄の金額を記載すること。

15 事業税の「付加価値額総額㉒」又は「資本金等の額総額㉓」の各欄は、法第72条の2第1項第1号に掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉔」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉕」の各欄は、法第72条の2第1項第3号に掲げる法人が第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉔」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㉔」又は「資本金等の額総額㉕」の各欄は、法第72条の2第1項第4号に掲げる事業に係る第6号様式別表5の2の「課税標準となる付加価値額㉔」又は「課税標準となる資本金等の額㉕」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

[新設]

16 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額㉗」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

17 還付請求の「中間納付額㉘」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

18 事業税の「㉙のうち見込納付額㉚」の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額㉛」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計㉝」又は「軽減税率不適用法人の金額㉞」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

20 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額㉟」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉠」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉡」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

23 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額㉑」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉑」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉑」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

24 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額㉑」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉑」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉑」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

25 特別法人事業税の「㉑のうち見込納付額㉑」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

26～31 [略]

21 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額㉑」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉑」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉑」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

22 特別法人事業税の「法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額㉑」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㉑」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額㉑」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

23 特別法人事業税の「㉑のうち見込納付額㉑」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

24～29 [同左]

第6号様式別表4の4記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）以外の法人のうち法附則第8条の3の4第1項の規定による読替前の法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄は、法第72条の2第2項第1号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該日がない場合には、当該他の法人の設立の日）における金額を記載すること。なお、当該他の法人が外国法人である場合には、「所在地」の欄にその所在地国を併記し、「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の各欄の下欄にそれぞれ資本金の額又は出資金の額並びに資本剰余金の額及び資本剰余金の額の合算額について外国通貨により表示した場合の金額を記載すること。
- 4 「法第72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度」の欄は、法第72条の2第2項第1号に規定する当該事業年度終了の日以前に最後に終了した当該他の法人の事業年度（当該最後に終了した当該他の法人の事業年度がない場合には、当該他の法人の設立後最初の事業年度）を記載すること。
- 5 「1のうちいずれか他の法人に対する剰余金の配当又は出資の払戻しがある場合の計算」の各欄は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日以後に法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に規定する場合において、当該法人が同号ロ(1)に規定する剰余金の配当又は出資の払戻しをした場合に記載すること。
- 6 「認定特別事業再編事業者による完全支配関係を有する法人である場合の明細」の各欄は、当該法人が法附則第8条の3の4第1項の規定により法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)の規定を読み替えて適用する場合に記載すること。
- 7 法附則第8条の3の4第1項に規定する対象法人又は同項に規定する五年以内株式等取得等法人にあつては、対象法人又は五年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として政令附則第6条第1項に規定する書類を添付すること。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式 略〕

第六号様式別表5記載要領

〔1～7 略〕

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額^㉔」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額^㉔」の各欄は記載しないこと。なお、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人のうち地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項の規定により事業税額から控除しようとするものについては、この限りではない。

〔9・10 略〕

~~第六号様式別表五(51) (提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)~~

~~〔様式 略〕~~

~~第六号様式別表五(51) (入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)~~

~~〔様式 略〕~~

第六号様式別表5の2記載要領

〔1～4 略〕

5 「単年度損益^㉔」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式^㉔一別表10^㉔」と、「別表5^㉔」とあるのは「別表5^㉔一別表10^㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式^㉔」とあるのは「第6号様式^㉔一別表10^㉔」と、「別表5^㉔」とあるのは「別表5^㉔一別表10^㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式^㉔」とあるのは「第6号様式^㉔一別表11^㉔」と、「別表5^㉔」とあるのは「別表5^㉔一別表11^㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式^㉔」とあるのは「第6

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式 同上〕

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第五条関係）

〔様式 同上〕

第六号様式別表5記載要領

〔1～7 同左〕

8 法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、同項第3号に掲げる事業又は同項第4号に掲げる事業に係る単年度損益の計算を行う場合にあっては、「繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額^㉔」及び「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額^㉔」の各欄は記載しないこと。

〔9・10 同左〕

~~第六号様式別表五(51) (提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)~~

~~〔様式 同上〕~~

~~第六号様式別表五(51) (入力用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係)~~

~~〔様式 同上〕~~

第六号様式別表5の2記載要領

〔1～4 同左〕

5 「単年度損益^㉔」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式^㉔」とあるのは「第6号様式^㉔一別表10^㉔」と、「別表5^㉔」とあるのは「別表5^㉔一別表10^㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式^㉔」とあるのは「第6号様式^㉔一別表10^㉔」と、「別表5^㉔」とあるのは「別表5^㉔一別表10^㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式^㉔」とあるのは「第6号様式^㉔一別表11^㉔」と、「別表5^㉔」とあるのは「別表5^㉔一別表11^㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

(4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式^㉔」とあるのは「第6

号様式⑩一別表11⑩) 」と、「別表5⑩) とあるのは「(別表5⑩一別表11⑩) 」と読み替えて計算した金額を記載すること。

【(5)～(7) 略】

号様式⑩一別表11⑩) 」と、「別表5⑩) とあるのは「(別表5⑩一別表11⑩) 」と読み替えて計算した金額を記載すること。

【(5)～(7) 同左】

【6・7 同左】

令和6年改正法附則第8条第2項の
控除額に関する計算書

事業年度	から	法人名
・	まで	

1. 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る計算

摘要	課税標準額	令和8年度分非法人事業税額 令和9年度分非法人事業税額	税率	税額(イ)	比較法人事業税額	税率	税額(ロ)
所得金額総額 第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)②	①						
所得 年400万円以下の金額	②	0.00					0.00
所得 年400万円を超え年800万円以下の金額	③	0.00					0.00
所得 年800万円を超える金額	④	0.00					0.00
割 計 ②+③+④	⑤	0.00					0.00
軽減税率不適用法人の金額	⑥	0.00					0.00
付加価値額 第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)②	⑦						
付加価値額 第6号様式(その3)③	⑧	0.00					0.00
資本金等の額 第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)②	⑨						
資本金等の額 第6号様式(その3)③	⑩	0.00					0.00
仮計			⑨+⑩	⑪			0.00

第六号様式別表五の七(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)

2. 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る計算

摘要	課税標準額	令和8年度分非法人事業税額 令和9年度分非法人事業税額	税率	税額(イ)	比較法人事業税額	税率	税額(ロ)
所得金額総額 別表5⑤	⑫						
所得金額	⑬	0.00					0.00
付加価値額 第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)②	⑭						
付加価値額 第6号様式(その3)③	⑮	0.00					0.00
資本金等の額 第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)②	⑯						
資本金等の額 第6号様式(その3)③	⑰	0.00					0.00
収入金額総額 第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)②	⑱						
収入金額 第6号様式(その3)③	⑲	0.00					0.00
仮計			⑱+⑲	⑳			0.00

3. 控除額の計算

差引	⑬の(イ)-⑭の(ロ)+⑯の(イ)-⑰の(ロ)	㉑	0.00
控除額	⑳×2/3又は㉑×1/3	㉒	0.00

第6号様式別表5の7記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付すること。
- 2 「比較法人事業税額」の「税率」の欄は、それぞれ当該事業年度における法第72条の2第1項第1号ロ又は第3号ロに掲げる法人に適用される所得割及び収入割の税率を記載すること。
また、標準税率以外の税率で所得割及び収入割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該税率によること。
- 3 「控除額^㉒」の欄は、次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度 「差引^㉑」の欄の金額の3分の2に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）
 - (2) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度 「差引^㉑」の欄の金額の3分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の金額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）

第6号様式別表5の8記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項に規定する比較法人事業税額を算定するため、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとするときに記載し、第6号様式別表5の7に併せて提出すること。
 - (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は政令第21条第1項の規定
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による詔替後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項若しくは第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定
- 2 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算をして記載すること。
 - 3 「控除前所得金額①」の欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）（以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により損金に算入する金額を控除した金額を記載すること。
 - 4 「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の3の規定による詔替後の法人税法第57条第11項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「50又は」を抹消すること。
- 5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」の欄の記載に当たつては、次によること。
 - (1) 令和8年3月31日以前に開始する事業年度については、直前に提出した法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表9の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による詔替後の法人税法第57条第2項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされる金額を含めて記載すること。
 - (3) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第2項の規定による詔替後の法人税法第57条第4項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定によりないものとされる欠損金額又は災害損失欠損金額を控除して記載すること。
 - (4) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、法人税法第57条第5項の規定によりないものと

される欠損金額又は災害損失欠損金額を控除して記載すること。

6 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）による改正前の政令第20条の3の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和5年旧措置法」という。）第66条の11の4第1項の規定の適用を受ける場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と②ー当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 「②ー当該事業年度前の④の合計額）」の金額が零に満たない場合には、当該金額を零として計算すること。

(2) 令和5年旧措置法第66条の11の4第1項第1号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに同条第2項に規定する超過控除対象額を含めて記載すること。

7 「翌期繰越額⑤」の欄は、法人税法第59条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により計算した金額を記載すること。

<p>第六号様式別表九（用紙日本産業規格 A 4）（第五条関係）</p> <p>〔様式 別紙十四 挿入〕</p> <p>第六号様式別表 9 記載要領</p> <p>〔1～4 略〕</p>	<p>第六号様式別表九（用紙日本産業規格 A 4）（第五条関係）</p> <p>〔様式 別紙十三 挿入〕</p> <p>第六号様式別表 9 記載要領</p> <p>〔1～4 同左〕</p>
<p>5 「控除前所得金額①」の欄は、第六号様式別表 5 を提出する法人にあっては、同欄中「第六号様式②」とあるのは、「別表 5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。</p> <p>〔6～8 略〕</p>	<p>5 「控除前所得金額①」の欄は、第六号様式別表 5 を提出する法人にあっては、同欄中「第六号様式②」とあるのは、「別表 5②」と読み替えて計算した金額を記載すること。</p> <p>〔6～8 同左〕</p>
<p>第六号様式別表十一（用紙日本産業規格 A 4）（第五条関係）</p> <p>〔様式 別紙十六 挿入〕</p> <p>〔第六号様式別表 11 記載要領 略〕</p>	<p>第六号様式別表十一（用紙日本産業規格 A 4）（第五条関係）</p> <p>〔様式 別紙十五 挿入〕</p> <p>〔第六号様式別表 11 記載要領 同左〕</p>
<p>第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 別紙十八 挿入〕</p>	<p>第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 別紙十七 挿入〕</p>
<p>第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 別紙二十 挿入〕</p>	<p>第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 別紙十九 挿入〕</p>
<p>第六号の三様式記載要領</p> <p>〔1～10 略〕</p> <p>11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする控除額②」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</p> <p>〔12 略〕</p>	<p>第六号の三様式記載要領</p> <p>〔1～10 同左〕</p> <p>11 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする控除額②」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。</p> <p>〔12 同左〕</p>
<p>第六号の三様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 別紙二十一 挿入〕</p>	<p>第六号の三様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 別紙二十一 挿入〕</p>
<p>第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 略〕</p>	<p>第六号の三様式（その2）（入力用）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 同上〕</p>
<p>第六号の三様式（その2）記載要領 略</p>	<p>第六号の三様式（その2）記載要領 同左</p>
<p>第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 別紙二十四 挿入〕</p>	<p>第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格 A 4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 別紙二十三 挿入〕</p>
<p>第六号の三様式（その3）記載要領 略</p>	<p>第六号の三様式（その3）記載要領 同左</p>
<p>第七号様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 略〕</p>	<p>第七号様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 同上〕</p>
<p>第七号様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 略〕</p> <p>第七号様式記載要領</p>	<p>第七号様式（用紙日本産業規格 A 4）（第三条・第十条の二関係）</p> <p>〔様式 同上〕</p> <p>第七号様式記載要領</p>

[1・2 略]

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

[(1)～(4) 略]

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額に「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

[(1)～(4) 略]

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額に「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

[(6) 略]

[5 略]

第七号の様式(旧様式(旧様式日本産業規格△4) (第三条・第十条の二関係)

【様式別紙二十六(挿入)】

第七号の様式(用紙日本産業規格△4) (第三条・第十条の二関係)

【様式別紙二十八(挿入)】

第七号の様式記載要領

[1・2 略]

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

[(1)～(3) 略]

(4) 「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第9条の7第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5) 「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

(4) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。))、適格分割(同条第12号の11に規

[1・2 同左]

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

[(1)～(4) 同左]

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑱」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

[(1)～(4) 同左]

(5) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑱」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

[(6) 同左]

[5 同左]

第七号の様式(旧様式(旧様式日本産業規格△4) (第三条・第十条の二関係)

【様式別紙二十五(挿入)】

第七号の様式(旧様式(旧様式日本産業規格△4) (第三条・第十条の二関係)

【様式別紙二十七(挿入)】

第七号の様式記載要領

[1・2 同左]

3 (その1)の記載に当たっては、次によること。

[(1)～(3) 同左]

(4) 「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))の欄の上段は政令第9条の7第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5) 「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

(4) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。))又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。))、適格分割(同条第12号の11に規

定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第20項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第27項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

- (ハ) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑨」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額に「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(4) 略】

- (5) 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑪」までの各欄は、各事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (6) 「控除未済外国税額等⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その2)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令

定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (ロ) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

- (ハ) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑨」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

【(1)～(4) 同左】

- (5) 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑪」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (6) 「控除未済外国税額等⑩」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5(その2)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令

第9条の7第27項及び第48条の13第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

- (7) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額に「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑨」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔8〕 略〕

第七号の2様式別表1（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

「様式別表三十挿入」:

第7号の2様式別表1記載要領

〔1～3 略〕

- 4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第8項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第17項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

- (7) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定畜附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

〔8〕 同左〕

第七号の2様式別表1（用紙日本産業規格△4）（第三条・第十条の二関係）

「様式別表二十九挿入」:

第7号の2様式別表1記載要領

〔1～3 同左〕

- 4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第8項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第8項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第17項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

様式別表3「合併・分割等に関する事項」(様式別表3-1「調整後の控除限度額」)

第7号の2様式別表3記載要領

【1・2 略】

3 「被合併法人等の控除余格額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余格額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余格額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

様式別表3「合併・分割等に関する事項」(様式別表3-1「調整後の控除限度額」)

第7号の2様式別表3記載要領

【1・2 同左】

3 「被合併法人等の控除余格額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の第7号の2様式別表1の「控除余格額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余格額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の

[5 略]

6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
 - (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

[8 略]

第七号S11様式別表四（田賦日本国業票様式V4）（第三卷・第十卷S11圖送）

【様式別表三十三 様式】

第七号の2様式別表4記載要領

[1・2 略]

3 「当該法人の控除余格額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余格額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6（2））の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

[5 同左]

6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

[8 同左]

第七号S11様式別表四（田賦日本国業票様式V4）（第三卷・第十卷S11圖送）

【様式別表三十三 様式】

第七号の2様式別表4記載要領

[1・2 同左]

3 「当該法人の控除余格額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の二般を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余格額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余格額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2））の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第七号の2様式別表5（用紙日本産業規格A4）（第三條・第十條（二）関係）

第七号の2様式別表5（用紙日本産業規格A4）（第三條・第十條（二）関係）

第七号の2様式別表5（用紙日本産業規格A4）（第三條・第十條（二）関係）

第七号の2様式別表5記載要領

[1・2 略]

3 （その1）の記載に当たっては、次によること。

(1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第9条の7第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(4) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割/承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人

5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第34号）による改正前の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第七号の2様式別表5（用紙日本産業規格A4）（第三條・第十條（二）関係）

第七号の2様式別表5（用紙日本産業規格A4）（第三條・第十條（二）関係）

第七号の2様式別表5（用紙日本産業規格A4）（第三條・第十條（二）関係）

第七号の2様式別表5記載要領

[1・2 同左]

3 （その1）の記載に当たっては、次によること。

(1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(4) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割/承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人

をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11)に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14)に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2)に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4)に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔(4) 略〕

- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による詔替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による詔替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (4) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (4) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度

をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11)に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14)に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2)に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4)に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)上の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔(4) 同左〕

- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による詔替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による詔替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

- (2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (4) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (4) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度

の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔(4) 略〕

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

様式別紙四十 挿入】

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

様式別紙四十一 挿入】

第七号の二様式別表6記載要領

〔1・2 略〕

3（その1）の記載に当たっては、次によること。

(1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第9条の7第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による訃替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6(2)(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔(4) 同左〕

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

様式別紙三十九 挿入】

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

様式別紙四十一 挿入】

第七号の二様式別表6記載要領

〔1・2 同左〕

3（その1）の記載に当たっては、次によること。

(1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による訃替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。

(3) 「当該法人の調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

(1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控

4（その2）の記載に当たっては、次によること。

(1) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控

除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑨」の欄の金額を記載すること。

(3) 「当該法人の調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(2) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑨」の欄の金額を記載すること。

(3) 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度	・	・	・	法人名	
------	---	---	---	-----	--

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①			
計			②

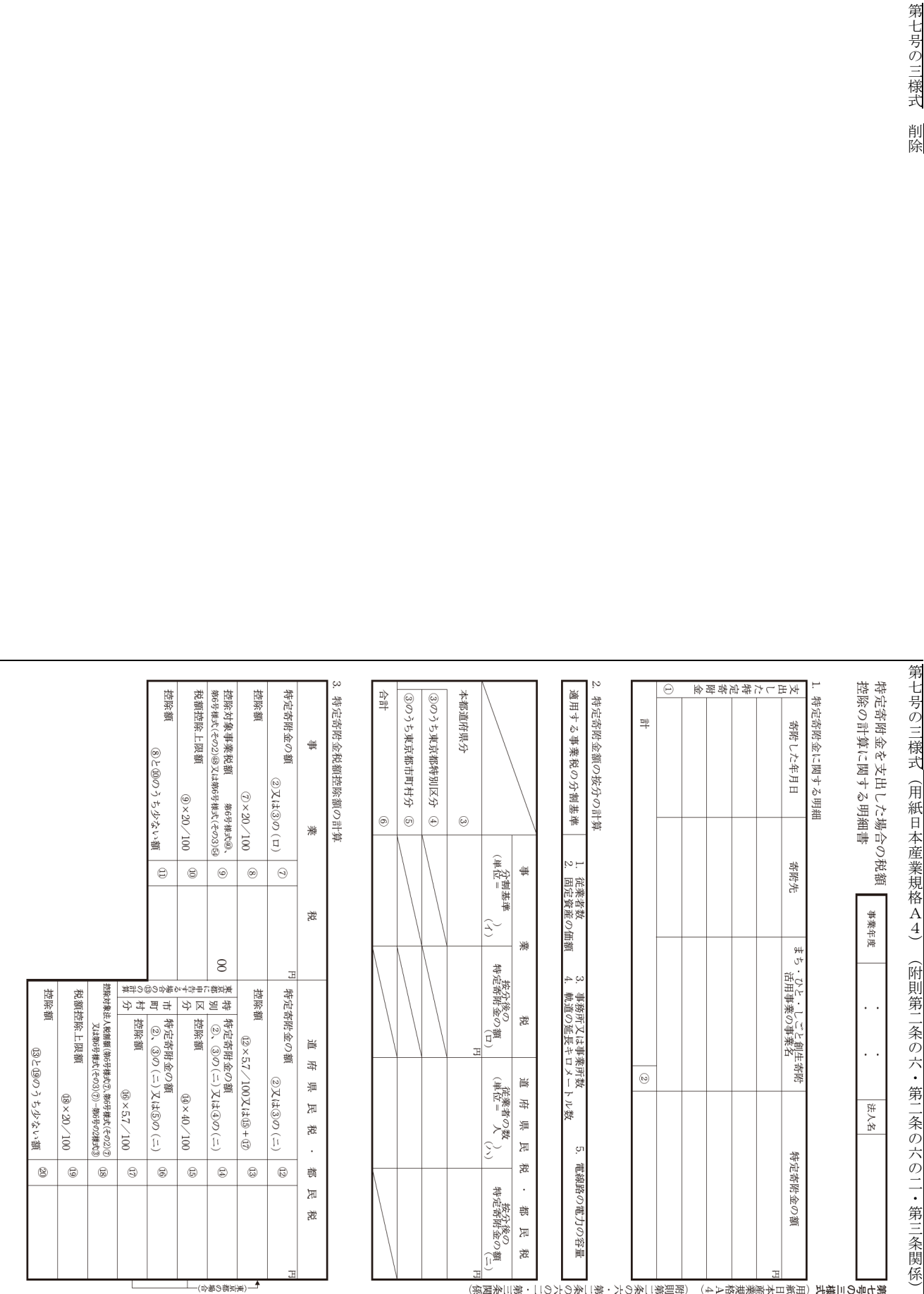
2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数	3. 事務所又は事業所数	5. 電線路の電力の容量
	2. 固定資産の価額	4. 軌道の延長キロメートル数	

	事業 税	業 税	道 府 県 民 税 ・ 都 民 税	
			特定寄附金の額 (単位=円)	特定寄附金の額 (単位=円)
本都道府県分	③			
③のうち東京都特別区分	④			
③のうち東京都町村分	⑤			
合計	⑥			

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事 業 税	税	道 府 県 民 税 ・ 都 民 税
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	特定寄附金の額 ②又は③の(一)
控除額 ⑦×20/100	⑧	控除額 ②×57/100又は③+⑦
控除対象事業税額 第6号様式(その2)②又は第6号様式(その3)②	⑨	特別区分 ②、③の(二)又は④の(二)
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩	特定寄附金の額 ②又は③の(一)
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪	特別区分 控除額 ②×57/100
		市町 控除額 ②×57/100
		村 控除額 ②×57/100
		控除対象法人税額(第6号様式⑦、第6号様式(その2)② 又は第6号様式(その3)⑦)-第9号の様式③
		税額控除上限額 ⑩×20/100
		控除額 ⑪と⑬のうち少ない額



第7号の3様式記載要領

1 この明細書は、法附則第8条の2の2第1項の規定により法人税割額から控除しようとする場合又は法附則第9条の2の2第1項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付して提出すること。

また、上記の規定の適用を受ける法人にあつては、寄附金を受けた法附則第8条の2の2第1項又は法附則第9条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体が当該寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類の写しも併せて添付すること。

2 「2. 特定寄附金額の按分の計算」の各欄は、2以上の道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所又は事業所を有する法人が記載すること。

3 「2. 特定寄附金額の按分の計算」中の「適用する事業税の分割基準」の欄、「事業税」の「分割基準(イ)」の欄及び「道府県民税・都民税」の「従業者の数(イ)」の欄に記載すべき事項については、第10号様式に記載すべき内容に一致するものであるから、同様式に記載したところに準じて記載すること。

4 事業税の「按分後の特定寄附金の額(イ)」の欄は、「計②」の欄の金額を「分割基準(イ)」の「合計⑤」の欄の数値で除して1単位当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1単位当たりの特定寄附金の額に「分割基準(イ)」の「本都道府県分③」の欄の数値を乗じて得た額を記載し、道府県民税・都民税の「按分後の特定寄附金の額(ニ)」の各欄は、「計②」の欄の金額を「従業者の数(イ)」の「合計⑤」の欄の数値で除して1人当たりの特定寄附金の額を算出し、当該1人当たりの特定寄附金の額に「従業者の数(イ)」の「本都道府県分③」、「③のうち東京都特別区分④」又は「③のうち東京都市町村分⑤」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。なお、1単位当たり又は1人当たりの特定寄附金の額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。

第二十号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【様式別紙四十四挿入】

第20号の4様式記載要領

[1～5 略]

6 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑩」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の13の2第1項の規定による代替後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

7 「控除未済外国税額等⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑪」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑫」の欄の金額を記載すること。

[8 略]

第二十号の四様式別表1(田塚日本通業振込シヤ) (第十条関係)

【様式別紙四十六挿入】

第20号の4様式別表1記載要領

[1～3 略]

4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等(合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう

第二十号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【様式別紙四十三挿入】

第20号の4様式記載要領

[1～5 同左]

6 「控除未済外国税額等⑩」から「翌期繰越額⑩」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。)第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による代替後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

7 「控除未済外国税額等⑩」の欄に記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第21項又は令和2年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑪」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第28項又は令和2年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑫」の欄の金額を記載すること。

[8 同左]

第二十号の四様式別表1(田塚日本通業振込シヤ) (第十条関係)

【様式別紙四十五挿入】

第20号の4様式別表1記載要領

[1～3 同左]

4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等(合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう

。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

様式110号の5(様式別表11)(様式別表12)(様式別表13)(様式別表14)(様式別表15)

様式110号の6(様式別表16)(様式別表17)(様式別表18)(様式別表19)

第20号の4様式別表3記載要領

[1・2 略]

3 「被合併法人等の控除余裕額⑩」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下

。)、分割承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格合併等(適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第9項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令(以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。))第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。))にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。))又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第9項又は令和2年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和2年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

様式110号の5(様式別表11)(様式別表12)(様式別表13)(様式別表14)(様式別表15)

様式110号の6(様式別表16)(様式別表17)(様式別表18)(様式別表19)

第20号の4様式別表3記載要領

[1・2 同左]

3 「被合併法人等の控除余裕額⑩」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。))とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下

この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔5 略〕

6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。))が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2)の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

〔5 同左〕

6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税法の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

[8 略]

第二十号の四様式別表四 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

〔様式別表五十一種入〕

第二十号の4様式別表4記載要領

[1・2 略]

3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表四 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

〔様式別表五十一種入〕

第二十号の4様式別表5記載要領

[1・2 略]

3 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、左

[8 同左]

第二十号の四様式別表四 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

〔様式別表五十一種入〕

第二十号の4様式別表4記載要領

[1・2 同左]

3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等(分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。))による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書(別表6(2(2)付表)の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6(2))の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額又は法人税法施行規則の一部を改正する省令(令和5年財務省令第34号)による改正前の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(21)」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表四 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

〔様式別表五十一種入〕

第二十号の4様式別表5記載要領

[1・2 同左]

3 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、左

事業年度の欄の上段は政令第48条の13第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

4 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。

5 「分割法人等の調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2）の「調整国外所得金額（16）」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

〔6 略〕

様式10号の5欄の記載（様式10号の5欄）（様式10号の5欄）

〔調整要領の記載〕

第20号の4様式別表6記載要領

〔1・2 略〕

3 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第48条の13第20項に規定する控除未

事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

4 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。

5 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2）の「調整国外所得金額（16）」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の「個別調整国外所得金額（11）」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

〔6 同左〕

様式10号の5欄の記載（様式10号の5欄）（様式10号の5欄）

〔調整要領の記載〕

第20号の4様式別表6記載要領

〔1・2 同左〕

3 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法

济外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による訖替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

4 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6（2））の「調整国外所得金額（16）」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による訖替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

4 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄は、当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑧」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2））の「調整国外所得金額（16）」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2（2）付表）の「個別調整国外所得金額（11）」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額（10）」の欄の金額を記載すること。

備考 表中及び表中に挿入される別紙の「」の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記を要す。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方税法施行規則(次条において「新規則」という。)の規定中法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する部分は、この省令の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税及び特別法人事業税に関する経過措置)

第三条 新規則の規定中法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

Table with columns: 発行年月日, 通信日付印, 確認, 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分

受付印

Header information section including date (令和 年 月 日), company name (法人名), address (所在地), and representative name (代表者氏名).

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Main tax calculation table with columns: 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税割額 (Tax Reduction Amount). Includes sections for Corporate Tax (事業税) and Special Corporate Tax (特別法人事業税).

署名欄 (Signature field) and 電話 (Phone number) field on the right side of the form.

Header information including '受付印' (Received Stamp), date, company name, and registration details.

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度の 道府県民税の 申告書

Main table with columns for '事業税' (Business Tax) and '特別法人事業税' (Special Business Tax), including sub-sections for '所得割' (Income Tax) and '資本割' (Capital Tax).

署与税理士名

(電話)

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		

25	法人番号	37	申告基礎	00	38	申告年月日	43
						年 月 日	

事業年度

44		49		50		55
----	--	----	--	----	--	----

85	期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)				
101	期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合計額 (解散日現在の額)				
102	法第72条の2第1項 第1号ロ(1)又は(2) による加算後の額				

86	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合計額				
87	期末現在の 資本金等の額				

27					
28				000	
29				000	
30				000	
31				000	
32				000	
33					
34				000	
35					
36				000	
37					
38				000	

74				00	
75				00	
76				00	
77				00	
78				00	

79				00	
80				00	

81				00	
40				00	
41					
42				00	
43				00	
44				00	
45				00	
46				00	
47				00	
48				00	
49				00	
50					
51					

82				00	
83				00	
54				00	
56				00	
58					
60					

39					
42				00	
44					
46				00	
48				00	
50					

52				00	
53				00	

55					
57				00	
59				00	
61					

12	B	88	益剰	益剰
住民税	総数	89		
	本県分	90		
1	総数	92		
	本県分	93		
2	総数	94		
	本県分	95		
3	総数	96		
	本県分	97		

62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					

72	法人税の繰戻しがある 場合の繰越欠損金額				
73	収入金額課税された 事業に係る所得金額				

売上高	総数	98			
	軌道又 は鉄道	99			

Table with columns: 発信年月日, 通信日付印, 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分

受付印

Header section containing date (令和 年 月 日), company name (法人名), address (所在地), and representative name (代表者氏名).

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Main table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include sections for 第一号に掲げる事業 (所得割, 付加価値割, 資本割), 第二号に掲げる事業 (所得割, 付加価値割, 資本割), 第三号に掲げる事業 (所得割, 付加価値割, 資本割), 均等割, 特別法人事業税, and 特別法人事業税.

(道府県民税)

署与税理士名

(電話)

Table with columns: 発信年月日, 通信日付印, 整理番号, 事務所, 区分, 管理番号, 申告区分

受付印

Header information section including date (令和 年 月 日), company name (法人番号), and address details.

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Main tax calculation table with columns for tax type (所得割, 資本割, 収入割), tax rate, and amount. Includes sub-sections for general and special business taxes.

(道府県民税)

署与税理士名

(電話)

(事業税)

(特別法人事業税)

住 民 税	総数	101							
	本県分	102							
	東京都 市町村分	103							
事 業 税	総数	104							
	本県分	105							
	総数	106							
1	本県分	107							
	総数	108							
2	本県分	109							
3	総数								

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		
				38	申告年月日
					年 月 日

法人番号	申告基礎
	00

期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)	97
期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)	112

期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	98
期末現在の 資本金等の額	99

事業年度	44	49	50	55
------	----	----	----	----

12	B	28			
		29			000
		30			000
		31			000
		32			000
		33			000
		34			
		35			000
		36			
		37			000
		38			
		39			000
		40			
		41			000
		42			
		43			000
		44			
		45			000
		46			
		47			000

12	B	81			00
		82			00
		83			00
		84			00
		85			00

86				00
87				00

88				00
89				00

90				00
91				00

92				00
48				00

50				
52				00
54				00

56				00
58				00
60				00
62				00
64				

49				
51				00
53				

55				00
57				00

59				00
61				00
63				

65				00
66				00
67				00

69				
71				00
73				00
75				00

36	予備			
96	使途秘匿金 税額等			
01				
02				
03				
04				
05				000
06				000
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				00
14				00
15				
16				00
17				
18				00
19				00
20				00
21				00
22				
23				
24				000
25				
26				000
27				
76				
77				
78				

法人税の繰戻しがある 場合の繰越欠損金額	79
収入金額課税された 事業に係る所得金額	80

売上高	総数	110		
	軌道又 は鉄道	111		

住 民 税	総数	100							
	本県分	101							
	東京都 市町村分	102							
事 業 税	総数	103							
	本県分	104							
	総数	105							
1	本県分	106							
	総数	107							
2	本県分	108							
	総数	109							
3	本県分	110							
	総数	111							

法人番号

申告基礎

00

1 整理番号

事務所区分

A

管理番号

申告区分

24

38

申告年月日

43

年 月 日

期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)	96				
期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)	111				
法第72条の2第1項 第1号ロ(1)又は(2) による加算後の額	112				

期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	97				
期末現在の 資本金等の額	98				

事業年度

44

49

50

55

27				
28				000
29				000
30				000
31				000
32				000
33				
34				000
35				
36				000
37				
38				000
39				
40				000
41				
42				000
43				
44				000
45				
46				000

80				00
81				00
82				00
83				00
84				00

85				00
----	--	--	--	----

86				00
----	--	--	--	----

87				00
----	--	--	--	----

88				00
----	--	--	--	----

89				00
----	--	--	--	----

90				00
----	--	--	--	----

91				00
----	--	--	--	----

48				00
----	--	--	--	----

51				00
----	--	--	--	----

55				00
----	--	--	--	----

59				00
----	--	--	--	----

61				00
----	--	--	--	----

92				00
----	--	--	--	----

67				00
----	--	--	--	----

69				00
----	--	--	--	----

71				
----	--	--	--	--

73				
----	--	--	--	--

12 B	95				
12 B	01				
12 B	02				
12 B	03				
12 B	04				
12 B	05				000
12 B	06				000
12 B	07				
12 B	08				
12 B	09				
12 B	10				
12 B	11				
12 B	12				00
12 B	13				00
12 B	14				
12 B	15				00
12 B	16				
12 B	17				00
12 B	18				00
12 B	19				00
12 B	20				00
12 B	21				
12 B	22				
12 B	23				000
12 B	24				
12 B	25				000
12 B	26				
12 B	75				
12 B	76				
12 B	77				

法人税の繰戻しがある 場合の繰越欠損金額	78				
収入金額課税された 事業に係る所得金額	79				

売上高	総数	109			
	軌道又 は鉄道	110			

受付印 令和 年 月 日		法人番号		この申告の基礎		申告年月日	
		法人税の令和		の修正・決定 更正による。		年 月 日	
所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (電話)		(ふりがな) 代表者氏名		(ふりがな) 経理責任者氏名		事業種目	
(ふりがな) 法人名		期末現在の資本金の額 (解散日現在の額)		期末現在の資本金の額及び 資本剰余金の額の合算額 (解散日現在の額)		資本金の額が1億円以下の普通法人 のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等	
		期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		期末現在の 資本金等の額			
		法人区分		イに掲げる法人			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

業 務 概 要		課 税 標 準	税 率 ⁽¹⁰⁰⁾	税 額	(用途秘匿金税額等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額	①	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割	所得金額総額 別表5⑳	兆 十億 百万 千 円			試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②	
	年400万円以下の金額		000	兆 十億 百万 千 円	還付法人税額等の控除額	③	00
	年400万円を超え年 800万円以下の金額		000		退職年金等積立金に係る 法人税額	④	00
	年800万円を超える 金額		000		課税標準となる法人税額 ①+②-③+④	⑤	000
	計 ⑳+㉑+㉒		000		2以上の道府県に事務所又は事 業所を有する法人における課税 標準となる法人税額	⑥	000
	軽減税率不適用法人 の金額		000		法 人 税 割 額 (⑤又は⑥×100)	⑦	
付加価値割	付加価値額総額				道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑧	
	付加価値額		000	兆 十億 百万 千 円	税額控除超過額相当額の 加算額	⑨	
資本割	資本金等の額総額				外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額の控除額	⑩	
	資本金等の額		000	兆 十億 百万 千 円	外国の法人税等の額の控 除額	⑪	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割	収入金額総額	兆 十億 百万 千 円			仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑫	
	収入金額		000	兆 十億 百万 千 円	差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割	所得金額総額 別表5㉓	兆 十億 百万 千 円			既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑭	00
	所得金額		000	兆 十億 百万 千 円	租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	⑮	
付加価値割	付加価値額総額				この申告により納付すべき法 人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯	00
	付加価値額		000	兆 十億 百万 千 円	均 等 割 額 算定期間中において事務所 等を有していた月数 円× ⁽¹⁷⁾ 12	⑰	00
資本割	資本金等の額総額				既に納付の確定した 当期分の均等割額	⑱	00
	資本金等の額		000	兆 十億 百万 千 円	この申告により納付 すべき均等割額 ⑱-⑲	⑳	00
収入割	収入金額総額				この申告により納付すべ き道府県民税額 ⑰+⑳	㉑	00
	収入金額		000	兆 十億 百万 千 円	⑳のうち見込納付額	㉒	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業							
付加価値割	付加価値額総額	兆 十億 百万 千 円			特別区分の課税標準 額	㉔	000
	付加価値額		000	兆 十億 百万 千 円	同上に対する税額 ㉔×100	㉕	
資本割	資本金等の額総額				市町村分の課税標準 額	㉖	000
	資本金等の額		000	兆 十億 百万 千 円	同上に対する税額 ㉖×100	㉗	
収入割	収入金額総額				法人税の期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円
	収入金額		000	兆 十億 百万 千 円	法人税の当期の確定税額		
合計事業税額(㉒又は㉓)+㉕+㉗+㉙+㉑+㉒+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛				54	00		
事業税の特定 寄附金税額控除額		55			仮装経理に基づく 事業税額の控除額	56	
差引事業税額 ㉒-㉓-㉔		57	00		既に納付の確定した 当期分の事業税額	58	00
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額		59			この申告により納付 すべき事業税額⑱-⑲	60	00
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))		61					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		62					
還 付 請 求 中 間 納 付 額		63					
資本金の額 (外貨)					還付を受けようとする 金融機関及び支払方法		銀行 支店
資本準備金の額 (外貨)					口座番号(普通・当座)		
資本剰余金の額 (外貨)					前事業年度の 法人区分		イに掲げる法人

署
与
理
士
名

(電話)

Header section containing '受付印' (Received Stamp), date fields for '令和' and '法人番号', and various identification numbers like '発行年月日' and '整理番号'.

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

Main table with columns for '摘要' (Summary), '課税標準' (Tax Standard), '税率' (Tax Rate), '税額' (Tax Amount), and '税割額' (Tax Reduction Amount). It is divided into sections for different types of businesses (e.g., '法第72条の2第1項第1号に掲げる事業').

署名 署与税理士名

(電話)

		事業年度				法人名																	
(事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業										法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	76	兆	十億	百万	千	円	00					
	所得割	63	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	64	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (76) × / 100)	77					00
	資本割	65					00	収入割	66						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	78					00	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業										同上に対する特別法人事業税額 (78) × / 100)	79					00						
	所得割	67	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	68	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	80					00
	資本割	69					00	収入割	70						00	同上に対する特別法人事業税額 (80) × / 100)	81					00	
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業										法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	82					00						
									付加価値割	71	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (82) × / 100)	83					00
	資本割	72	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	73					00	合計特別法人事業税額 (77) + (79) + (81) + (83)	84					00	
	59のうち見込納付額	74							差引	75						仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	85						
											差引特別法人事業税額 (84) - (85)	86					00						
											既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	87					00						
											租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	88											
											この申告により納付すべき特別法人事業税額 (86) - (87) - (88)	89					00						
											59のうち見込納付額	90											
										差引 (89) - (90)	91												

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) 「別紙十一」

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項 第1号 第3号に掲げる事業 第4号)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 同表㉑、同表㉒、同表㉓若しくは同表㉔	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉕又は別表5の4㉖	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉗又は別表5の5㉘	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉑、同表㉒若しくは 同表㉓又は別表5の2の4㉙	⑮		
単年度損益 第6号様式㉚又は別表5㉛	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦		$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の 安定計 控除額 ④ $\times\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3㉜	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑			人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒			
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓			
			計 ㉑+㉒+㉓	㉔			
			課税標準となる資本金等の額 ㉔又は㉔ \times ㉕/㉖、㉔ \times ㉗/㉘若しくは㉔ \times ㉙/㉚	㉕	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉞	当期中の減少額 ㉟	当期中の増加額 ㊱	差引期末現在の金額 ㊲ (㉞-㉟+㊱)
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) 「別紙十二」

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号				
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業) 第1号 第3号 第4号

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2㉓又は別表5の3㉔	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2㉑若しくは下表3㉒又は別表5の2の3㉓、 同表㉑、同表㉒、同表㉓若しくは同表㉔	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2㉕又は別表5の4㉖	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2㉗又は別表5の5㉘	③		$\frac{⑫}{⑬}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3㉑、同表㉒若しくは 同表㉓又は別表5の2の4㉙	⑮		
単年度損益 第6号様式㉚又は別表5㉛	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$	⑦		$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の 安定計 控除額 $\frac{④}{100} \times 70$ 雇用安定控除額 ①-⑧	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3㉜	⑩		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	㉑			人
			国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	㉒			
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数	㉓			
			計 ㉑+㉒+㉓	㉔			
			課税標準となる資本金等の額 ㉔又は㉔×㉕/㉖、㉔×㉗/㉘若しくは㉔×㉙/㉚	㉕	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉙	当期中の減少額 ㉚	当期中の増加額 ㉛	差引期末現在の金額 ㉜ (㉙-㉚+㉛)
資本金の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				

欠損金額等及び災害損失欠損金額の
控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）〔別紙十三〕

控除前所得金額 第6号様式⑧-（別表10⑨又は⑪）		①	円	損金算入限度額 ①× $\frac{50又は100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失欠損金額③		当期控除額④ <small>（当該事業年度の③と②-当該事業年度前の③の合計額のうち少ない金額）</small>	翌期繰越額⑤ <small>（③-④）又は別表11⑰</small>	
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		円		円	
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					円
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
計						
当 期 分	欠損金額・災害損失欠損金額					
	同上のうち 欠 損 金 額					円
	同上のうち 災 害 損 失 欠 損 金 額					
合 計						
災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算						
災 害 の 種 類		災 害 の や ん だ 日 又 は や む を 得 な い 事 情 の や ん だ 日		・ ・		
当 期 の 欠 損 金 額 ⑥		円	差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (⑦-⑧) ⑨			円
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 ⑦			繰 越 控 除 の 対 象 と な る 欠 損 金 額 (⑥と⑨) ⑩ の うち 少 な い 金 額			
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額 ⑧						

欠損金額等及び災害損失欠損金額の
控除明細書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

第六号様式別表九（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）「別紙十四」

控除前所得金額 第6号様式⑥7-（別表10⑨又は⑪）		①	円	損金算入限度額 ①× $\frac{50又は100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失欠損金額③		当期控除額④ <small>（当該事業年度の③と②-当該事業年度前の③の合計額のうち少ない金額）</small>	翌期繰越額⑤ <small>（③-④）又は別表11⑰</small>	
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額		円		円	
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					円
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
・ ・	欠損金額等・災害損失欠損金額					
計						
当期 区分	欠損金額・災害損失欠損金額					
	同上のうち 欠 損 金 額					円
	同上のうち 災 害 損 失 欠 損 金 額					
合 計						
災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算						
災 害 の 種 類		災 害 の や ん だ 日 又 は や む を 得 な い 事 情 の や ん だ 日		・ ・		
当 期 の 欠 損 金 額 ⑥		円	差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (⑦-⑧) ⑨			円
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 ⑦			繰 越 控 除 の 対 象 と な る 欠 損 金 額 (⑥と⑨) ⑩ の うち 少 な い 金 額			
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額 ⑧						

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
 の場合の欠損金額等の控除明細書
 (法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙十五」

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑧又は別表5②)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		所得金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑧又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④		控除額	④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失欠損金額 (別表9④の計)	⑦		(別紙十五)			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業年度前の⑮の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散
 の場合の欠損金額等の控除明細書
 (法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) 「別紙十六」

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②		所得金額	⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑦又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④		当期控除額	④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失欠損金額 (別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）「別紙十七」

受付印	令和 年 月 日	法人番号	申告年月日
	殿	年 月 日	
所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
(ふりがな)			兆 十億 百万 千 円
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)	(ふりがな)		前期末現在の 資本金等の額
代表者氏名	経理責任者氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	19	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20						00
付加価値割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21						00
資本割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	22						00
収入割額 (45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	23						00
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (51)	24						00
特別法人事業税額 (24× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	25						00
予定申告税額 (20+21+22+23+25)	26						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	27						00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	28						00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割	所得金額総額 (29)	兆 十億 百万 千 円	円				
	所得金額 (30)		兆 十億 百万 千 円				
付加価値割	付加価値額総額 (31)	兆 十億 百万 千 円	円				
	付加価値額 (32)		兆 十億 百万 千 円				
資本割	資本金等の額総額 (33)	兆 十億 百万 千 円	円				
	資本金等の額 (34)		兆 十億 百万 千 円				
収入割	収入金額総額 (35)	兆 十億 百万 千 円	円				
	収入金額 (36)		兆 十億 百万 千 円				
合計事業税額 (30+32+34+36)		37					
事業税の特定寄附金税額控除額		38					
仮装経理に基づく事業税額の控除額		39					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		40					
納付すべき事業税額 (37-38-39-40)		41					
④の内訳	所得割 (42)	兆 十億 百万 千 円	円				
	資本割 (44)		兆 十億 百万 千 円				
収入割 (45)			兆 十億 百万 千 円				
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額 (46)	兆 十億 百万 千 円	00	兆 十億 百万 千 円				
収入割に係る特別法人事業税額 (47)		00					
合計特別法人事業税額 (46+47)		48					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		49					
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		50					
納付すべき特別法人事業税額 (48-49-50)		51					
備考							
均等割額							
算定期間中において事務所等を有していた月数		5	月				
円× $\frac{5}{12}$		6	兆 十億 百万 千 円				
この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)		7	兆 十億 百万 千 円				
前事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額		8	兆 十億 百万 千 円				
法人税割額		9	兆 十億 百万 千 円				
道府県民税の特定寄附金税額控除額		10					
税額控除超過額相当額の加算額		11					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		12					
外国の法人税等の額の控除額		13					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		14					
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		15					
納付すべき法人税割額 (9-10+11-12-13-14-15)		16					
⑥のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額		17					
差引法人税割額 (16-11-17)		18					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		52					
この申告の期間		. . .					
前事業年度の期間		. . .					
通算親法人の事業年度の期間		. . .					
関与税理士署名		(電話)					

（事業税）

（特別法人事業税）

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）「別紙十八」

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
		所在地 <small>（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）</small> （ふりがな） 所在地と併記 （電話）		事業種目		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 （兆 十億 百万 千 円）	
法人名 （ふりがな）		代表者氏名 （ふりがな） 経理責任者氏名 （ふりがな）		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		前期末現在の 資本金等の額	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税 特別法人事業税 の予定申告書 ※

事業税				道府県民税							
前事業年度の事業税額 (41)の金額				19	兆	十億	百万	千	円	00	
所得割額 (42× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				20						00	
付加価値割額 (43× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				21						00	
資本割額 (44× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				22						00	
収入割額 (45× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				23						00	
特別法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (51)				24					00	
	特別法人事業税額 (24× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)				25					00	
予定申告税額 (20+21+22+23+25)				26						00	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額				27						00	
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (26-27)				28						00	
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細											
摘要		課税標準		税率 (100)		税額					
所得割	所得金額総額 (29)	兆	十億	百万	千	円	この申告により納付すべき道府県民税額 (4+6)				
	所得金額 (30)										
付加価値割	付加価値額総額 (31)	兆	十億	百万	千	円	前事業年度の法人税割額の明細				
	付加価値額 (32)										
資本割	資本金等の額総額 (33)	兆	十億	百万	千	円	(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額 (8) 法人税割額 (9)				
	資本金等の額 (34)										
収入割	収入金額総額 (35)	兆	十億	百万	千	円	道府県民税の特定寄附金税額控除額 (10) 税額控除超過額相当額の加算額 (11) 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (12) 外国の法人税等の額の控除額 (13) 仮装経理に基づく法人税割額の控除額 (14) 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 (15) 納付すべき法人税割額 (9-10+11-12-13-14-15) (16) ⑬のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額 (17) 差引法人税割額 (16-17) (18)				
	収入金額 (36)										
合計事業税額 (30+32+34+36)				37							
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額				38							
事業税の特定寄附金税額控除額				39							
仮装経理に基づく事業税額の控除額				40							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				41							
納付すべき事業税額 (37-38-39-40-41)				42							
⑫の内訳	所得割 (43)	兆	十億	百万	千	円	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (53)				
	付加価値割 (44)										
	資本割 (45)										
摘要		課税標準		税率 (100)		税額					
所得割に係る特別法人事業税額 (47)				47	兆	十億	百万	千	円	00	この申告の期間
収入割に係る特別法人事業税額 (48)				48					00		
合計特別法人事業税額 (47+48)				49						前事業年度の期間	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額				50						通算親法人の事業年度の期間	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額				51						関与税理士 署名 (電話)	
納付すべき特別法人事業税額 (49-50-51)				52							
備考											

（事業税）

（特別法人事業税）

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
	法人番号			申告年月日		43
				年	月	日
						25

事業年度

44			49		50		55
----	--	--	----	--	----	--	----

12	B	70					
		71					
		72					
		73					
		56					69
		予備					

12	B	19					00
		20					00
		21					00
		22					00
		23					00
		24					00
		25					00
		26					00
		27					00
		28					00

12	B	01					00
		02					00
		03					00
		04					00
		05					
		06					00
		07					00

		12	B	80					
事業税	1	総数	81						
		本県分	82						
	2	総数	83						
		本県分	84						
	3	総数	85						
		本県分	86						
売上高		総数	87						
		軌道又は は鉄道	88						

52					
----	--	--	--	--	--

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
	法人番号			申告年月日		43
				年	月	日
						25

事業年度

44			49		50			55
----	--	--	----	--	----	--	--	----

12	B	71						
		72						
		73						
		74						
		56						69
		予備						

12	B	19						00
		20						00
		21						00
		22						00
		23						00
		24						00
		25						00
		26						00
		27						00
		28						00

12	B	01						00
		02						00
		03						00
		04						00
		05						00
		06						00
		07						00

		12	B	81					
事業税	1	総数	82						
		本県分	83						
	2	総数	84						
		本県分	85						
	3	総数	86						
		本県分	87						
売上高		総数	88						
		軌道又は は鉄道	89						

53							
----	--	--	--	--	--	--	--

受付印

令和 年 月 日

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額
代表者 氏名	
(ふりがな)	
経理責任者 氏名	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の予定申告書 ※

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	前事業年度の法人税割額 (33)の金額	①
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		予定申告税額 (1)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	②
所得割額 (55)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③
付加価値割額 (56)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩	この申告により納付すべき法人税割額 (2)-③	④
資本割額 (57)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		円× $\frac{⑤}{12}$	⑥
収入割額 (58)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	この申告により納付すべき道府県民税額 (4)+⑥	⑦
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		この申告の期間	・
所得割額 (59)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	前事業年度の期間	・
付加価値割額 (60)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭	通算親法人の事業年度の期間	・
資本割額 (61)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮		
収入割額 (62)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯		
特別業 法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰		
特別業 法人税 特別法人事業税額 (17)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱		
予定申告税額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯	⑲		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳		
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (19)-㉑	㉑		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		

備考

関与税理士署名 (電話)

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係「別紙二十一」)

		事業年度		. .		法人名											
(事業税)	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細						前事業年度の法人税割額の明細										
	摘要		課税標準		税率 (100)		税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		23		兆 十億 百万 千 円				
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業																
	所得割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		法人税割額	24						
		所得金額	35							道府県民税の特定寄附金税額控除額	25						
	付加価値割	付加価値額総額	36							税額控除超過額相当額の加算額	26						
		付加価値額	37							外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	27						
	資本割	資本金等の額総額	38							外国の法人税等の額の控除額	28						
		資本金等の額	39							仮装経理に基づく法人税割額の控除額	29						
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業																
	収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	30						
		収入金額	41							納付すべき法人税割額 24-25+26-27-28-29-30	31						
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																
	所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円		/		兆 十億 百万 千 円		③のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	32						
		所得金額	43							差引法人税割額 31-26-32	33						
	付加価値割	付加価値額総額	44							(この欄は、前記の明細欄に記載された金額を転記する。)							
		付加価値額	45														
	資本割	資本金等の額総額	46														
		資本金等の額	47														
	収入割	収入金額総額	48														
		収入金額	49														
	合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49		50														
	事業税の特定寄附金税額控除額		51														
	仮装経理に基づく事業税額の控除額		52														
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額		53														
	納付すべき事業税額 50-51-52-53		54														
	(特別法人事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業															
		所得割	55	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	56	兆 十億 百万 千 円									
			57				58										
		資本割	59	兆 十億 百万 千 円		収入割	60	兆 十億 百万 千 円									
			61				62										
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業															
		所得割	63	兆 十億 百万 千 円		付加価値割	64	兆 十億 百万 千 円									
			65				66										
	合計特別法人事業税額 (63+64+65)		66														
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		67														
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		68														
	納付すべき特別法人事業税額 66-67-68		69														

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額					
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					
代表者 氏名	経理責任者 氏名					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の

道府県民税
特別法人事業税

の予定申告書

*

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (54)の金額	⑧	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		前事業年度の法人税割額 (33)の金額	①
所得割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩	兆	十億 百万 千 円
資本割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法人税割額	③
収入割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		この申告により納付 すべき法人税割額 (2) - (3)	④
所得割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭	兆	十億 百万 千 円
資本割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮	兆	十億 百万 千 円
収入割額 (62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯	兆	十億 百万 千 円
特別業 法人税	前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	兆	十億 百万 千 円
特別業 法人税	特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	兆	十億 百万 千 円
前事業年度の特別法人事業税額 (69)の金額	⑰	兆	十億 百万 千 円
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱	兆	十億 百万 千 円
予定申告税額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (18)	⑲	兆	十億 百万 千 円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	兆	十億 百万 千 円
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額 (19) - (20)	㉑	兆	十億 百万 千 円
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒	兆	十億 百万 千 円
備考			
均等 割 額	算定期間中において 事務所等を有していた月数	兆	十億 百万 千 円
均等 割 額	円 × $\frac{5}{12}$	兆	十億 百万 千 円
この申告により納付 すべき道府県民税額 (4) + (6)	㉓	兆	十億 百万 千 円
この申告の期間	・	・	・
前事業年度の期間	・	・	・
通算親法人の事業年度 の期間	・	・	・
関与税理士署名	(電話)		

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)「別紙二十二」

		事業年度		法人名										
(事業税)	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細					前事業年度の法人税割額の明細								
	摘要		課税標準		税率 (100)	税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		23	兆 十億 百万 千 円			
	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業									24				
	所得割	所得金額総額	34	兆 十億 百万 千 円						25				
		所得金額	35			兆 十億 百万 千 円				26				
	付加価値割	付加価値額総額	36							27				
		付加価値額	37			兆 十億 百万 千 円				28				
	資本割	資本金等の額総額	38							29				
		資本金等の額	39			兆 十億 百万 千 円				30				
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業									31				
	収入割	収入金額総額	40	兆 十億 百万 千 円						32				
		収入金額	41			兆 十億 百万 千 円				33				
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業									34				
	所得割	所得金額総額	42	兆 十億 百万 千 円						35				
		所得金額	43			兆 十億 百万 千 円				36				
	付加価値割	付加価値額総額	44							37				
		付加価値額	45			兆 十億 百万 千 円				38				
	資本割	資本金等の額総額	46							39				
		資本金等の額	47			兆 十億 百万 千 円				40				
	収入割	収入金額総額	48							41				
		収入金額	49			兆 十億 百万 千 円				42				
	合計事業税額 35+37+39+41+43+45+47+49					50				43				
	令和6年改正法附則第8条第2項の控除額					51				44				
	事業税の特定寄附金税額控除額					52				45				
	仮装経理に基づく事業税額の控除額					53				46				
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額					54				47				
	納付すべき事業税額 50-51-52-53-54					55				48				
	(特別法人事業税)	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業									49			
		所得割	56	兆 十億 百万 千 円		付加価値割		57		兆 十億 百万 千 円				
			58			収入割		59						
		資本割	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業											
			所得割	60	兆 十億 百万 千 円		付加価値割		61		兆 十億 百万 千 円			
		資本割	62			収入割		63						
		摘要		課税標準		税率 (100)	税額							
		法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		64		兆 十億 百万 千 円		0.0						
	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		65				0.0							
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		66				0.0							
	合計特別法人事業税額 (64+65+66)					67				50				
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					68				51				
	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					69				52				
	納付すべき特別法人事業税額 67-68-69					70				53				

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 <small>(本店が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small> (ふりがな)	(電話)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
法人名 (ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
代表者名 (ふりがな)	経理責任者 氏名 (ふりがな)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
		前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税											
前事業年度の事業税額 (63)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				前事業年度の法人税割額 (36)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00				
所得割額 (64) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00	予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	②	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (65) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩							この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③						00
資本割額 (66) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪							この申告により納付すべき法人税割額 (2) - (3)	④						00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤										
収入割額 (67) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億		百万	千	円	00	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				この申告により納付すべき道府県民税額 (4) + (6)	⑦										00
所得割額 (68) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00	この申告の期間							
付加価値割額 (69) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭							前事業年度の期間							
資本割額 (70) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮							通算親法人の事業年度の期間							
収入割額 (71) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯							備考							
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				関与税理士 署名 (電話)											
付加価値割額 (72) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰	兆	十億	百万	千	円	00	前事業年度の特別法人事業税額 (86)の金額	⑳						
資本割額 (73) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱							特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑						
収入割額 (74) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑲							予定申告税額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) + (21)	㉒						
特別法人税								この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓						
								この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉔						
								法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕						

第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙二十三」

事業年度 . . . 法人名

前事業年度の事業税額の明細					前事業年度の法人税割額の明細								
摘要		課税標準		税率 (100)	税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業													
所得割	所得金額総額	③7					法人税割額	②7					
	所得金額	③8					道府県民税の特定寄附金税額控除額	②8					
付加価値割	付加価値額総額	③9					税額控除超過額相当額の加算額	②9					
	付加価値額	④0					外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	③0					
資本金割	資本金等の額総額	④1					外国の法人税等の額の控除額	③1					
	資本金等の額	④2					仮装経理に基づく法人税割額の控除額	③2					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業													
収入割	収入金額総額	④3					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	③3					
	収入金額	④4					納付すべき法人税割額 ②7-②8+②9-③0-③1-③2-③3	③4					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業													
所得割	所得金額総額	④5					差引法人税割額 ③4-②9-③5	③6					
	所得金額	④6					前事業年度の特別法人事業税額の明細						
付加価値割	付加価値額総額	④7					法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦5	兆	十億	百万	千	円
	付加価値額	④8					同上に対する特別法人事業税額 (⑦5× / 100)	⑦6	0.0				
資本金割	資本金等の額総額	④9					法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦7	0.0				
	資本金等の額	⑤0					同上に対する特別法人事業税額 (⑦7× / 100)	⑦8	0.0				
収入割	収入金額総額	⑤1					法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦9	0.0				
	収入金額	⑤2					同上に対する特別法人事業税額 (⑦9× / 100)	⑧0	0.0				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業													
付加価値割	付加価値額総額	⑤3					法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧1	0.0				
	付加価値額	⑤4					同上に対する特別法人事業税額 (⑧1× / 100)	⑧2	0.0				
資本金割	資本金等の額総額	⑤5					合計特別法人事業税額 (⑦6+⑦8+⑧0+⑧2)	⑧3					
	資本金等の額	⑤6					仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	⑧4					
収入割	収入金額総額	⑤7					租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧5					
	収入金額	⑤8					納付すべき特別法人事業税額 ⑧3-⑧4-⑧5	⑧6					
合計事業税額		⑤9	⑧+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8		⑤9								
事業税の特定寄附金税額控除額				⑥0									
仮装経理に基づく事業税額の控除額				⑥1									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				⑥2									
納付すべき事業税額				⑥3									
⑥3の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業												
	所得割	⑥4			付加価値割	⑥5							
	資本金割	⑥6			収入割	⑥7							
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業												
	所得割	⑥8			付加価値割	⑥9							
	資本金割	⑦0			収入割	⑦1							
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業												
					付加価値割	⑦2							
	資本金割	⑦3			収入割	⑦4							

第六号の三様式(その3) 次葉(用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

所在地 <small>(本店が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small> (ふりがな)	事業種目	兆	十億	百万	千	円
法人名 (ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	()
代表者名 (ふりがな)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額					
氏名 (ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額					

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税											
前事業年度の事業税額 (63)の金額	⑧	兆	十億	百万	千	円	00								
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				前事業年度の法人税割額 (36)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	00				
所得割額 (64) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億	百万	千	円	00	予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	②	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (65) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩	兆	十億	百万	千	円	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	兆	十億	百万	千	円	00
資本割額 (66) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪	兆	十億	百万	千	円	00	この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④	兆	十億	百万	千	円	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				均等割額	⑤	兆	十億	百万	千	円	00				
収入割額 (67) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億	百万	千	円	00	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑥	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (68) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億	百万	千	円	00	円 × $\frac{⑤}{12}$	⑦	兆	十億	百万	千	円	00
付加価値割額 (69) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭	兆	十億	百万	千	円	00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦	兆	十億	百万	千	円	00
資本割額 (70) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮	兆	十億	百万	千	円	00	この申告の期間	・	・					
収入割額 (71) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯	兆	十億	百万	千	円	00	前事業年度の期間	・	・					
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				特別業法人税	⑰	兆	十億	百万	千	円	00				
付加価値割額 (72) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑰	兆	十億	百万	千	円	00	通算親法人の事業年度の期間	・	・					
資本割額 (73) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱	兆	十億	百万	千	円	00	備考							
収入割額 (74) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑲	兆	十億	百万	千	円	00	関与税理士名							
前事業年度の特別法人事業税額 (86)の金額	⑳	兆	十億	百万	千	円	00	(電話)							
特別法人事業税額 (20) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	㉑	兆	十億	百万	千	円	00								
予定申告税額 (9)+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑)	㉒	兆	十億	百万	千	円	00								
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	兆	十億	百万	千	円	00								
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉔	兆	十億	百万	千	円	00								
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕	兆	十億	百万	千	円	00								

第六号の三様式(その3) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) 「別紙二十四」

事業年度 . . . 法人名

前事業年度の事業税額の明細					前事業年度の法人税割額の明細									
摘要		課税標準		税率 (100)	税額		(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		円					
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					法第72条の2第1項第1号に掲げる事業									
所得割	所得金額総額	③7	兆	十億	百万	千	円	②6						
	所得金額	③8						②7						
付加価値割	付加価値額総額	③9						②8						
	付加価値額	④0						②9						
資本金割	資本金等の額総額	④1						③0						
	資本金等の額	④2						③1						
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					法第72条の2第1項第2号に掲げる事業									
収入割	収入金額総額	④3	兆	十億	百万	千	円	③2						
	収入金額	④4						③3						
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					法第72条の2第1項第3号に掲げる事業									
所得割	所得金額総額	④5	兆	十億	百万	千	円	③4						
	所得金額	④6						③5						
付加価値割	付加価値額総額	④7						③6						
	付加価値額	④8												
資本金割	資本金等の額総額	④9												
	資本金等の額	⑤0												
収入割	収入金額総額	⑤1	兆	十億	百万	千	円							
	収入金額	⑤2												
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					法第72条の2第1項第4号に掲げる事業									
付加価値割	付加価値額総額	⑤3	兆	十億	百万	千	円							
	付加価値額	⑤4												
資本金割	資本金等の額総額	⑤5												
	資本金等の額	⑤6												
収入割	収入金額総額	⑤7	兆	十億	百万	千	円							
	収入金額	⑤8												
前事業年度の特別法人事業税額の明細					前事業年度の特別法人事業税額の明細									
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額					⑦6	兆	十億	百万	千	円				
同に対する特別法人事業税額 (76× / 100)					⑦7					0.0				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額					⑦8					0.0				
同に対する特別法人事業税額 (78× / 100)					⑦9					0.0				
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額					⑧0					0.0				
同に対する特別法人事業税額 (80× / 100)					⑧1					0.0				
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額					⑧2					0.0				
同に対する特別法人事業税額 (82× / 100)					⑧3					0.0				
合計特別法人事業税額 (77+79+81+83)					⑧4									
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					⑧5									
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					⑧6									
納付すべき特別法人事業税額 (84-85-86)					⑧7									
合計事業税額 ⑤8+④0+④2+④4+④6+④8+⑤0+⑤2+⑤4+⑤6+⑤8					⑤9									
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額					⑥0									
事業税の特定寄附金税額控除額					⑥1									
仮装経理に基づく事業税額の控除額					⑥2									
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					⑥3									
納付すべき事業税額 ⑤9-⑥0-⑥1-⑥2-⑥3					⑥4									
⑥4の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								
	所得割	⑥5	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑥6	兆	十億	百万	千	円
	資本金割	⑥7						収入割	⑥8					
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								
	所得割	⑥9	兆	十億	百万	千	円	付加価値割	⑦0	兆	十億	百万	千	円
	資本金割	⑦1						収入割	⑦2					
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								
						付加価値割	⑦3	兆	十億	百万	千	円		
	資本金割	⑦4	兆	十億	百万	千	円	収入割	⑦5					

第六号の三様式(その3) 次葉(用紙日本産業規格A4・草色) (第二条・第五条・第十条の二関係)

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙二十五」

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮-⑯ ⑰
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・			
	計 ①+② ③		・			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑) ⑦		・			
	計 ⑥+⑦ ⑧		・			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・			
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑪		・				
法第53条第42項により控除できる 金額(別表7(その1)の⑧) ⑫			当 期 分			
当期分として算定した法人税割額 ⑳又は 第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦-⑧ +⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩ ㉑				円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 ㉒若しくは (⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は㉑ ㉓			計 ㉔			

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業者 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等 ⑱	各道府県ごとに 算定した法人税 割額 ⑲	各道府県ごとに控 除する外国税額等 (⑱又は⑲のうち 少ない額) ⑳
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その1）

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）別紙二十六

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度	控除未済外国税額等 ^⑮	当期控除額 ^⑯	翌期繰越額 ^⑰ (^⑮ - ^⑯)
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱)	②				
	計	①+②	③			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②))	④				
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④	⑤				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑥				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑)	⑦				
	計	⑥+⑦	⑧			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額)	⑨				
⑨又は当初申告税額控除額	⑩					
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑪					
法第53条第42項により控除できる 金額(別表7(その1)の⑧)	⑫					
当期分として算定した法人税割額 ^㉒ 又は 第6号様式の⑦+⑧-⑨、第6号様式(その2)の⑦+⑧-⑨若しくは第6号様式(その3)の⑦+⑧-⑨	⑬					
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 ^⑬ 若しくは (⑩+⑪+⑫)のうち少ない額又は ^㉒	⑭					
			当期分			
			計	⑰	⑱	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は 補正後の従業者数	控除すべき 外国税額等 ^⑱	各道府県ごとに 算定した法人税割額 ^⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等 (⑱又は⑲のうち 少ない額) ^⑳
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）「別紙二十七」

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細				
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑰-⑱ ⑲	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・	道府県税	円	/	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・	市町村民税			円
	計 ①+② ③		・	道府県税			
当期分 の控除 外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・	道府県税			
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤		・	市町村民税			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・	道府県税			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・	市町村民税			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 (別表1の⑳)は上段に、㉑は下段に ⑧	(イ) (ロ)	・	道府県税			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に) ⑨		・	市町村民税			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)	・	道府県税			
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ) (ロ)	計	道府県税			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ) (ロ)	(イ) (ロ)	市町村民税				
法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額(別表7(その2)の⑳) ⑬	(イ) (ロ)	当期分	道府県税	/	/		
当期分として算定した法人税割額(㉒若しくは ㉓又は第6号様式の⑦-⑧+⑨-⑩、第6号様式(その2)の⑦- ⑧+⑨-⑩若しくは第6号様式(その3)の⑦-⑧+⑨-⑩) ⑭		翌期繰越額計	道府県税	/	/		
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額(⑭若しくは(⑪+⑫+⑬) のうち少ない額又は㉒及び㉓) ⑮			市町村民税	/	/		

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業者数 又は補正 後の従業者 数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等	各都道府県ご とに算定した 法人税割額	各都道府県ご とに控除する 外国税額等(⑲ 又は⑳のうち 少ない額) ㉑	従業者数 又は補正 後の従業者 数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等	各市町村ご とに算定した法 人税割額	各市町村ご とに控除する外 国税額等(㉒ 又は㉓のうち 少ない額) ㉔
			人	円	円	円	人	円	円	円
特 別 区 以 外										
	小計			㉕				㉖		
特別区				㉗((⑪(イ)+⑫(イ)+ ⑬(イ))-⑮)				㉘((⑪(ロ)+⑫(ロ)+ ⑬(ロ))-⑮)		
合計			㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞	
				控除未済繰 越額						
				㉙-㉛ ㉝						
							控除未済繰 越額			
							㉜-㉞ ㉝			

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙二十八〕

政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑰-⑱
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算						
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表1の⑥） ①	円	・	道府県税		/
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑱） ②		・	市町村税		
	計 ①+② ③		・	道府県税		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表1の①、同表の⑥又は同表の①+同表の②） ④		・	道府県税		/
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤		・	市町村税		
	道府県民税の控除限度額（別表1の③） ⑥		・	道府県税		
	市町村民税の控除限度額（別表1の④） ⑦		・	市町村税		
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の⑳は上段に、㉑は下段に） ⑧	(イ) (ロ)	・	道府県税		
	計 ⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は下段に ⑨		・	市町村税		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	(イ) (ロ)	・	道府県税		
	⑩又は当初申告税額控除額 ⑪	(イ) (ロ)	計	道府県税		
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫	(イ) (ロ)	(イ) (ロ)	市町村税			
法第53条第42項及び第321条の8第42項により控除できる金額（別表7（その2）の⑧） ⑬	(イ) (ロ)	当期分	道府県税	/		
当期分として算定した法人税割額⑳若しくは㉑又は第6号様式の⑦+⑧-⑨、第6号様式（その2）の⑦+⑧-⑨若しくは第6号様式（その3）の⑦+⑧-⑨ ⑭		翌期繰越額計	道府県税	/		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪+⑫+⑬）のうち少ない額又は⑮及び⑯） ⑮			市町村税	/		

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所	名称	所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等(⑲又は㉑のうち少ない額) ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等(㉒又は㉔のうち少ない額) ㉔	
			人	円	円	円	人	円	円	円	
特別区以外											
	小計			㉕				㉖			
特別区				㉗ ((⑲(イ)+⑲(ロ)+⑲(イ))-㉕)				㉘ ((⑲(ロ)+⑲(ロ)+⑲(ロ))-㉕)			
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞	
				控除未済繰越額 ㉙-㉛ ㉞				控除未済繰越額 ㉜-㉞ ㉞			

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の様式別表一 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係)「別紙二十九」

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
当期の控除対象外国税額 ⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤	円

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細														
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額				
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と 前 期 の 繰越額	翌 期 の 繰越額		
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 の 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 の 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する額	翌 期 の 繰越額					
・	円	円		円	円		円	円		円	円			
・			円			円			円			円		
・														
・														
・														
・														
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲			
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲ の 額	⑧の額	⑲の額	⑧-⑲ の 額	⑨の額	⑲の額	⑨-⑲ の 額	⑩の額	⑬+⑱ +⑲の 額	⑩-(⑬+ ⑱+⑲) の 額		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑩に 充てられる額 ⑳		⑬			円			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額	国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓		円
	道 府 県 民 税	⑭のうち⑩に 充てられる額 ㉑		⑮							道 府 県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉔		
	市 町 村 民 税	⑯のうち⑩に 充てられる額 ㉒		⑰							市 町 村 民 税	⑱-㉓-㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉕		
											計	㉓+㉔+㉕ ㉖		⑲

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格A4）
（第三条・第十条の二関係）「別紙三十」

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
当期の控除対象外国税額 ⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤	円

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細												
事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と 前 期 の 繰 越 額	翌 期 の 繰 越 額
	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する 額	翌 期 の 繰 越 額	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する 額	翌 期 の 繰 越 額	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する 額	翌 期 の 繰 越 額			
・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・			円			円			円			円
・												
・												
・												
・												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	

当 期 分	⑦の額	⑬の額	⑦-⑬の額	⑧の額	⑭の額	⑧-⑭の額	⑨の額	⑰の額	⑨-⑰の額	⑩の額	⑬+⑰の額	⑩-(⑬+⑰)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前3年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国 税	⑫のうち⑩に充てられる額 ⑳	⑬	前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国 税	⑱のうち⑦に充てられる額 ㉓	円
	道府県民税	⑭のうち⑩に充てられる額 ㉑	⑮		道府県民税	⑱-㉓のうち⑧に充てられる額 ㉔	
	市町村民税	⑯のうち⑩に充てられる額 ㉒	⑰		市町村民税	⑱-㉓-㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
					計	㉓+㉔+㉕ ㉖	⑲

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資									
適格組織再編成の日：・									
被合併法人等の名称：									
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・	国	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・	国	円	円	円	円	円	円		
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								

第七号の様式別表三 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) 「別紙三十一」

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとなされる金額の計算									
適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資									
適格組織再編成の日：・									
被合併法人等の名称：									
被合併法人等の事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算									
当該法人の事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額				
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫+⑬		
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
・	国 税	円	円	円	円	円	円		
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国 税								
・	道府県民税								
・	市町村民税								

第七号の二様式別表三 (用紙日本産業規格A4) (第三条・第十条の二関係) 「別紙三十二」

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：											
当該法人の 事業年度又は 連結事業 年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額					
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の調整国 外所得金 額又は個 別調整国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $① \times \frac{③}{②}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $① - ④$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $⑥ \times \frac{⑧}{⑦}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $⑥ - ⑨$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県民税										
・	市町村民税										
・	国 税										
・	道府県民税										
・	市町村民税										
・	国 税										
・	道府県民税										
・	市町村民税										
・	国 税										
・	道府県民税										
・	市町村民税										

第七号の様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙三十三〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資 適格分割等の日： ・ ・ 分割承継法人等の名称：											
当該法人の 事業年度	区 分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額					
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の調整国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $① \times \frac{③}{②}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $① - ④$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $⑥ \times \frac{⑧}{⑦}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $⑥ - ⑨$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・	・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・	・	道府県民税									
・	・	市町村民税									
・	・	国 税									
・	・	道府県民税									
・	・	市町村民税									
・	・	国 税									
・	・	道府県民税									
・	・	市町村民税									
・	・	国 税									
・	・	道府県民税									
・	・	市町村民税									

第七号の様式別表四（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙三十四〕

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資

適格組織再編成の日： ・ ・

被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①		②	③	④
・ ・	道府県税	円	円	円	道府県税
・ ・	市民町村税				市民町村税
・ ・	道府県税				道府県税
・ ・	市民町村税				市民町村税
・ ・	道府県税				道府県税
・ ・	市民町村税				市民町村税
・ ・	道府県税				道府県税
・ ・	市民町村税				市民町村税
・ ・	道府県税				道府県税
・ ・	市民町村税				市民町村税

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 (前期の第7号の2様式(その2)の⑱)	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額
	⑤	④ ⑥	⑤+⑥ ⑦
・ ・	円	円	円
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			
・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			
・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			
・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			
・ ・	道府県税			
・ ・	市民町村税			

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
 適格組織再編成の日： ・ ・
 被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		分割法人等の調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$
	①		②	③	④
・ ・	道府県税	円	円	円	道府県税
・ ・	市町村税				市町村税
・ ・	道府県税				道府県税
・ ・	市町村税				市町村税
・ ・	道府県税				道府県税
・ ・	市町村税				市町村税
・ ・	道府県税				道府県税
・ ・	市町村税				市町村税
・ ・	道府県税				道府県税
・ ・	市町村税				市町村税

当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算

当該法人の事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 (前期の第7号の2様式(その2)の⑱)	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額
	⑤	④ ⑥	⑤+⑥ ⑦
・ ・	道府県税	円	円
・ ・	市町村税		
・ ・	道府県税		
・ ・	市町村税		
・ ・	道府県税		
・ ・	市町村税		
・ ・	道府県税		
・ ・	市町村税		
・ ・	道府県税		
・ ・	市町村税		

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日： ・ ・

分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又は 連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額		当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額		②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額		①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$		当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①-④	
	①		②		③		④		⑤	
・	道	円	円	円	道	円	円		円	
・	府				府					
・	県				県					
・	市				市					
・	町				町					
・	村				村					
・	道				道					
・	府				府					
・	県				県					
・	市				市					
・	町				町					
・	村				村					
・	道				道					
・	府				府					
・	県				県					
・	市				市					
・	町				町					
・	村				村					

第七号の様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙四十一〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書（その2）

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資

適格分割等の日： ・ ・

分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額		当該法人の調整国外 所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①-④
	①		②	③	④	⑤
・	道民 府 県 税	円	円	円	道民 府 県 税	円
・	市 民 町 村 税				市 民 町 村 税	
・	道民 府 県 税				道民 府 県 税	
・	市 民 町 村 税				市 民 町 村 税	
・	道民 府 県 税				道民 府 県 税	
・	市 民 町 村 税				市 民 町 村 税	
・	道民 府 県 税				道民 府 県 税	
・	市 民 町 村 税				市 民 町 村 税	
・	道民 府 県 税				道民 府 県 税	
・	市 民 町 村 税				市 民 町 村 税	

第七号の様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）〔別紙四十二〕

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

第二十号の様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）「別紙四十三」

政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細				
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑩	当期控除額 ⑪	翌期繰越額 ⑩-⑪ ⑫
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑬)	②		・	円	円	/
	計 ①+②	③		・			
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	④		・			円
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の⑲)	⑧		・			
	計 ⑦+⑧	⑨		・			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・			
⑩又は当初申告税額控除額	⑪		・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫		・				
法第321条の8第42項により 控除できる金額 (別表7の⑧)	⑬			当期分			
当期分として算定した法人税割額 (⑲又は第20号様式の⑤-(⑦+⑧-⑨))	⑭			計	円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 (⑭若しくは (⑪+⑫+⑬)のうち少ない額又は⑳)	⑮						

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等 ⑱	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑳	各市町村ごとに 控除する外国税 額等 (⑱又は㉑ のうち少ない額) ㉒
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				㉒	㉓

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

第二十号の様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）「別紙四十四」

政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細				
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度	控除未済 外国税額等 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額 (別表1の⑱)	②		・	円	円	/
	計 ①+②	③		・			
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の ①+同表の②))	④		・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額を 超える額 ③-(④+⑤)	⑥		・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額 (別表1の㉒)	⑧		・			
	計 ⑦+⑧	⑨		・			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・			
⑩又は当初申告税額控除額	⑪		・				
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額	⑫		・				
法第321条の8第42項により 控除できる金額 (別表7の⑧)	⑬			当期分	/	/	
当期分として算定した法人税割額 (㉒又は第20号様式の⑤-(⑦+⑧-⑨))	⑭			計	円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額 (⑭若しくは ⑪+⑫+⑬のうち少ない額又は㉓)	⑮						

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所		従業員 数又は 補正後 の従業 者数	控除すべき 外国税額等 ⑰	各市町村ごとに 算定した法人税 割額 ⑱	各市町村ごとに 控除する外国税 額等 (⑰又は⑱ のうち少ない額) ⑲
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑲	⑲

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格A4）
〔第十条関係〕〔別紙四十五〕

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算				
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①		円	
	地方法人税の控除限度額 ②			
	道府県民税の控除限度額 ③			
	市町村民税の控除限度額 ④			
	計 ①+②+③+④ ⑤			
		当期分の控除余裕額		
		国税の控除余裕額 ①-⑥ ⑦		円
		道府県民税の控除余裕額(①+②+③-⑥)又は③のうち少ない金額 ⑧		
		市町村民税の控除余裕額(⑤-⑥)又は④のうち少ない金額 ⑨		
		計 ⑦+⑧+⑨ ⑩		
当期の控除対象外国税額 ⑥		当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤		円

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細													
事業年度又は 連結事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額			
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額	
	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 分 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額				
・	円	円		円	円		円	円		円	円		
・			円			円			円			円	
・													
・													
・													
・													
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲		
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲ の 額	⑧の額	⑳の額	⑧-⑳ の 額	⑨の額	㉑の額	⑨-㉑ の 額	⑩の額	⑬+⑮ +⑰の 額	⑩-(⑬+ ⑮+⑰) の 額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑩に 充てられる額 ㉑		⑬			円			国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉒		円
	道 府 県 民 税	⑭のうち⑩に 充てられる額 ㉓		⑮			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額			道 府 県 民 税	⑱-㉒のうち⑧ に充てられる額 ㉔		
	市 町 村 民 税	⑯のうち⑩に 充てられる額 ㉕		⑰						市 町 村 民 税	⑱-㉒-㉔のうち ⑨に充てられる額 ㉖		
											計	㉒+㉔+㉖ ㉗	

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額
の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格A4）
（第十条関係）
〔別紙四十六〕

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算			
当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額
	地方法人税の控除限度額 ②		
	道府県民税の控除限度額 ③		
	市町村民税の控除限度額 ④		
	計 ①+②+③+④ ⑤		
当期の控除対象外国税額 ⑥			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑥-⑤ ⑩

前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			道 府 県 民 税			市 町 村 民 税			前 期 からの 繰越額	当 期 分 と み な す 額	翌 期 繰越額
	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額	前 期 からの 繰越額	当 期 に 加 算 する 額	翌 期 繰越額			
・ ・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・ ・			円			円			円			円
・ ・												
・ ・												
・ ・												
・ ・												
合 計	⑫	⑬		⑭	⑮		⑯	⑰		⑱	⑲	
当 期 分	⑦の額	⑲の額	⑦-⑲ の 額	⑧の額	⑳の額	⑧-⑳ の 額	⑨の額	㉑の額	⑨-㉑ の 額	⑩の額	⑬+⑮ +⑰の 額	⑩-(⑬+ ⑮+⑰) の 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年以内の控 除余裕額の当期 の限度額への加 算額	国 税	⑫のうち⑩に 充てられる額 ㉒		⑬ 円			前3年以内の控 除限度額を超え る外国税額の当 期への繰越額	国 税	⑱のうち⑦に 充てられる額 ㉓		円	
	道府県 民 税	⑭のうち⑩に 充てられる額 ㉔		⑮				道府県 民 税	⑱-㉓のうち⑧ に充てられる額 ㉕			
	市町村 民 税	⑯のうち⑩に 充てられる額 ㉖		⑰				市町村 民 税	⑱-㉓-㉕のうち ⑨に充てられる額 ㉗			
								計	㉓+㉔+㉕ ㉘		⑲	

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
 適格組織再編成の日：
 被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・	国	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国								
・	道府県民税								
・	市町村民税								
・	国								
・	道府県民税								
・	市町村民税								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度又は連結事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫+⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・	国	円	円	円	円	円	円
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国						
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国						
・	道府県民税						
・	市町村民税						
・	国						
・	道府県民税						
・	市町村民税						

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

被合併法人等の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額のうち当該法人のものとなされる金額の計算

適格組織再編成の別：適格合併・適格分割・適格現物出資
 適格組織再編成の日：
 被合併法人等の名称：

被合併法人等の事業年度	区分	控除余裕額				控除限度額を超える外国税額			
		被合併法人等の控除余裕額	分割法人等の調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ①又は①× $\frac{③}{②}$	被合併法人等の控除限度額を超える外国税額	分割法人等の外国の法人税等の額	⑥のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑤又は⑤× $\frac{⑦}{⑥}$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
・	国	円	円	円	円	円	円	円	円
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								
・	国								
・	道府県								
・	市町村								

当該法人の調整後の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当該法人の事業年度	区分	控除余裕額			控除限度額を超える外国税額		
		当該法人の控除余裕額 (前期の別表1の「控除余裕額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除余裕額とみなされる金額 ④	当該法人の調整後の控除余裕額 ⑨+⑩	当該法人の控除限度額を超える外国税額 (前期の別表1の「控除限度額を超える外国税額」の「翌期繰越額」)	当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額 ⑧	当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額 ⑫+⑬
		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
・	国	円	円	円	円	円	円
・	道府県						
・	市町村						
・	国						
・	道府県						
・	市町村						
・	国						
・	道府県						
・	市町村						
・	国						
・	道府県						
・	市町村						

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除余裕額又は
控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
 適格分割等の日： ・ ・
 分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	区 分	控除余裕額					控除限度額を超える外国税額				
		当該法人 の控除余 裕額	当該法人 の調整国 外所得金 額又は個 別調整国 外所得金 額	②のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	①のうち ないもの とされる 金額 $① \times \frac{③}{②}$	当該法人 の調整後 の控除余 裕額 $① - ④$	当該法人 の控除限 度額を超 える外国 税額	当該法人 の外国の 法人税等 の額	⑦のうち 分割承継 法人等に 移転する 事業に係 る部分の 金額	⑥のうち ないもの とされる 金額 $⑥ \times \frac{⑧}{⑦}$	当該法人 の調整後 の控除限 度額を超 える外国 税額 $⑥ - ⑨$
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
・ ・ ・ ・	国 税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										
・ ・ ・ ・	国 税										
	道府県民税										
	市町村民税										

第二十号の四様式別表四 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係) 「別紙四十九」

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
 適格分割等の日： ・ ・
 分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度又 は連結事業 年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額	当該法人の調整国外 所得金額又は個別調 整国外所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①-④
	①	②	③	④	⑤
・ ・	円	円	円	円	円
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙五十三〕

適格分割等に係る分割法人等の調整後の控除未済
外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の
計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
 適格分割等の日： ・ ・
 分割承継法人等の名称：

当該法人の 事業年度	当該法人の控除未済 外国税額及び控除未 済税額控除不足額相 当額	当該法人の調整国外 所得金額	②のうち分割承継法 人等に移転する事業 に係る部分の金額	①のうちないものと される金額 ①× $\frac{③}{②}$	当該法人の調整後の 控除未済外国税額及 び控除未済税額控除 不足額相当額 ①-④
	①	②	③	④	⑤
・ ・	円	円	円	円	円
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）〔別紙五十四〕